

# 第1章 概 説

## 第1節 文化財等の指定

### 1. 文化財等の指定

#### (1) 島根県指定有形文化財

指 定 年 月 日：昭和44年 2 月18日

指 定 番 号：建第13号

種 別：建造物

名 称：興雲閣

員 数：1 棟

所 在 地：松江市殿町

所 有 者：松江市

#### (2) 歴史的風致形成建造物

指 定 年 月 日：平成23年 7 月20日

指 定 番 号：第1号

建造物の名称：興雲閣

建造物の所在地：松江市殿町1番地59

建造物の所有者：松江市末次町86番地 松江市 松江市長

## 第2節 建造物の概要

### 1. 概 説

#### (1) 位 置

興雲閣は島根県東部に位置する松江市の都市公園「城山公園」内に建ち、敷地は国の史跡に指定されている。

史跡松江城は、宍道湖と中海をつなぐ大橋川の北岸にある標高28.4mの亀田山と呼ばれた丘陵上に築かれた平山城である。慶長年間に築かれ、慶長16年（1611）に完成した。本丸、二之丸、三之丸、北之丸などを備え、石垣、堀など旧態をよくとどめ、山陰地方における近世城郭の代表的なものである。興雲閣は二之丸に位置する。

江戸時代前期（元禄5年（1692）ころ）の絵図「松江城縄張図」によれば、二之丸には、西半分は「御書院」、「局長屋」が存在し、この南には「月見櫓」が所在した。松平家2代藩主綱隆の時まで藩主の居宅として使われたとされ、東側の1段下がった平坦面には、「御廣間」、「御式臺」、「御作事小屋」があつて「御書院」とは階段付の廊下でつながっていた。これらの建物は、明治8年（1875）までにすべて取り払われたとされる。

現在の城山公園では、興雲閣の他に国宝松江城天守と平成13年度に復元された南櫓・太鼓櫓・中櫓が主要な公開施設となっている。



図1-2-1 城山公園位置図



図1-2-2 史跡松江城指定範囲図(平成28年3月時点)

## (2) 概 要

興雲閣は明治36年（1903）に松江市工芸品陳列所として造立された擬洋風建築（ぎようふうけんちく）である。

当初は桁行29.21m、梁間14.51mの主屋に桁行8.45m、梁間8.57mの玄関ポーチを張り出した列柱廊の二層ベランダを持つ建物であったが、明治45年に改造が行われ、主屋のなかにあった階段室は背後に突き出して十字型の平面となった。

1階の円柱は大根島石（多孔質玄武岩）の上に建ち、柱頭は装飾化された持ち送りが付き、玄関車寄せ上部の幕板には唐草模様や幾何学的な模様が施されている。2階ベランダの柱も深い軒を支え、軒廻りに華やかさを加えている。

また、軸組部材は継手仕口の柄や栓打ちなどの加工は、伝統工法によると共に明治に導入されたボルト締めや三角金物の取付け等によってさらに仕口の構造補強が講じられている。造作においてもベランダ床の雨仕舞について、床板傍の合決り面に雨水走りの樋溝を加工するなど、その手法に新しい試策もみられる建築である。

下見板を張り2階の四周にベランダをめぐらせた洋風の外観や洋式トラス構造（キングポストトラス）を採用しながら随所に和風の意匠を取り入れており、全国的に見ると明治20年頃以降は作られなくなっていった外壁下見板張り擬洋風建築の最晩年の建物として建築史上価値のある建物である。

## 2. 沿 革

### (1) 変 遷

#### 1) 明治36年 松江市工芸品陳列所として建設

松江市工芸品陳列所は明治35年（1902）12月に着工し、翌36年（1903）9月に完成した。当初、明治天皇の巡幸を願い、行在所に使用する目的でつくられたため、装飾・彫刻を多く用いた華麗な仕上げとなっている。

設計は、島根県庁の技術者が松江市の委嘱を受けて行った。その頃の島根県の土木建築関係の部署には、島根県が雇用した最初の土木技師である久松龍吉、松江市工芸品陳列所の工事監督をした松村団次などがいたことが分かっているが、設計者は判明していない。

工事の入札が行われて松江市寺町の和泉利三郎（和泉組）が落札し、明治35年（1902）12月26日に着手され、明治36年（1903）9月16日に竣工した。工費は13,489円35銭6厘、このうちの1,800円余りが市民からの寄付によってまかなわれ、市民が山陰巡幸を待ち望んでいたことがうかがえる。

竣工した松江市工芸品陳列所は、現在の興雲閣と異なり背面に階段室がなく、階段は建物の中に取り込まれていた。また、二階は南隅の三部屋（展示室4・5・6）と玄関上以外に7つの部屋に分かれていた。

#### 2) 明治40年 皇太子嘉仁親王御座所への改装

天皇の巡幸は、度重なる請願にも関わらず実現しなかった。そこで、明治36年（1903）に皇太子嘉仁親王の学業の一環として山陰行啓の願いを鳥取・島根両県知事の連名で提出して内定したが日露戦争開戦のため中止となり、明治38年（1905）の日露戦争終結後に再び願い出て、明治40年（1907）5月の山陰道行啓が内定した。

行啓の内定に伴い、工芸品陳列所を行啓の御旅館としてふさわしい建物とするための改修工事と、松江城の大手前から工芸品陳列所まで馬車で行くための道路を取り付ける工事が行われた。工事は明治39年（1906）8月から始まって明治40年（1907）1月に完成し、皇太子は5月22日から25日まで二階の南隅の部屋（展示室4・5・6）で宿泊した。

#### 3) 明治42年「工芸品陳列所」から「興雲閣」へ

行啓が終わった後、工芸品陳列所から興雲閣へと名称が変わる。旧松江藩主家の当主である松平直亮により興雲閣と命名され、新聞紙上で明治42年（1909）7月8日に発表された。

#### 4) 明治45年 階段室の増築

行啓後の興雲閣は各種の会合や展覧会の会場、迎賓館としての役割を果たすことになる。明治45年（1912）に鉄道開通を祝賀するために松江城山一帯で開催された「山陰鉄道連絡記念 物産共進会」の際には、美術会場に充てるために階段室を増築して二階を大広間とするための工事が行われた。

工事は明治45年（1912）2月から着手され、同年3月末には完成したようである。この増築工事の結果、現在ある興雲閣の形ができあがった。

#### 5) その後の興雲閣

その後の興雲閣は、松江市の公的な歓迎所となり、また松江市唯一の美術館・博物館として各種の展覧

会場、各種の会合に使用された。版画家平塚運一などが個展を開き、素人書画展や児童の絵画の展示を毎年のように開催するなど、郷土の作家にとって貴重な場所だった。

しかし、昭和10年（1935）ごろからだんだんと戦時色が色濃くなり、志願兵の検査会場や試験場として軍が使用することが多くなっていった。昭和15年（1940）5月から同19年（1944）9月までは興雲閣を海軍が借り受けて松江地方海軍人事部庁舎となり、同19年11月からは大日本防空協会島根県支部の庁舎となり終戦を迎えた。

昭和20年（1945）9月に終戦後の混乱で島根県庁が焼けたために県庁仮分室となったのち、昭和27年（1952）10月から同37年（1962）まで松江市教育委員会事務局庁舎となった。

松江市教育委員会事務局が移転してからは、再び展覧会場や同教育委員会が倉庫などに利用していたが、昭和44年（1969）2月18日に松江市内にある数少ない明治建築の一つとして島根県有形文化財の建造物に指定された。

その後、昭和48年（1973）11月3日からは「松江郷土館」を設置・活用してきたが、平成23年（2011）3月に閉館し、新たな活用のため平成25年度から平成27年度にかけて保存修理工事を行った。

なお、松江市では、平成23年2月23日付けで文部科学省、農林水産省、国土交通省の認定を受けた「松江市歴史的風致維持向上計画」に基づき、重点区域内の歴史的風致の維持向上を図るために保全・整備が必要となる建造物として、平成23年（2011）7月20日に歴史的風致形成建造物に指定している。

|                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| 明治36年（1903）              | …松江市工芸品陳列所       |
| 明治40年（1907）              | …皇太子嘉仁親王の行啓時の御旅館 |
| 昭和15年～19年（1940～1944）     | …海軍人事部分室         |
| 昭和20年～27年（1945～1952）     | …県庁仮分室           |
| 昭和27年～37年（1952～1962）     | …松江市教育委員会事務局庁舎   |
| 昭和48年～平成23年3月（1973～2011） | …松江郷土館           |

### 3. 構造形式

#### （1）建造物の構造及び形式

木造、二階建、キングポストトラス、正面玄関ポーチ、背面階段室、渡り廊下、便所付。

主 屋 部：二階建、入母屋造、棧瓦葺、西側階段室除き四周ベランダ付。

正面玄関張出部：二階建、入母屋造、妻入、棧瓦葺。

背面階段室張出部：二階建、入母屋造、妻入、棧瓦葺。

渡 り 廊 下：一階建、切妻造、棧瓦葺。

便 所 棟：一階建、寄棟造、棧瓦葺、越屋根付。

外 壁 仕 上 げ：箱目地下見板張、ペンキ塗。

内 壁 仕 上 げ：（一階）真壁漆喰塗、腰豎羽目板。（二階）大壁漆喰塗、腰豎羽目板、展示室4・5・6のみ張付壁。

## 4. 規 模

## (1) 主要寸法

表1-2-1 主要寸法

| 名 称   | 寸 法                                                                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 桁 行   | 主屋部：両端柱芯々29.21m、正面玄関張出部：主屋部柱芯より張出し柱芯まで8.45m、背面階段室張出部：主屋部柱芯より張出し柱芯まで5.45m、渡り廊下：背面階段室張出部柱芯より便所棟柱芯まで3.46m、便所棟：両端柱芯々5.43m |
| 梁 間   | 主屋部：両端柱芯々14.51m、正面玄関張出部：両端柱芯々8.57m、背面階段室張出部：両端柱芯々7.12m、渡り廊下：両端柱芯々1.88m、便所棟：両端柱芯々2.81m                                 |
| 軒 出   | 主屋部・正面玄関張出部・背面階段室張出部：柱芯より唐草瓦先端まで1.22m、便所棟：柱芯より唐草瓦先端まで0.92m                                                            |
| 軒 高   | 主屋部・正面玄関張出部・背面階段室張出部：基礎石天端より軒桁天端まで9.05m                                                                               |
| 棟 高   | 主屋部：基礎石天端より棟木天端まで13.43m、正面玄関張出部：基礎石天端より棟木天端まで11.52m、背面階段室張出部：基礎石天端より棟木天端まで11.16m                                      |
| 平 面 積 | 1階床面積：398.04㎡、2階床面積379.99㎡、延べ床面積778.03㎡、建築面積598.93㎡                                                                   |
| 軒 面 積 | 唐草瓦・板金屋根先端より内側面積729.00㎡                                                                                               |
| 屋根面積  | 瓦・板金屋根：平葺面積863.65㎡                                                                                                    |

## 参考文献

- ・熊野栄助 「明治期の洋風木造建造物について」『島根県文化財調査報告』第6集 島根県教育委員会 1970年
- ・『島根県指定文化財 興雲閣保存修理工事報告書』松江市教育委員会 1988年
- ・『島根県指定有形文化財 興雲閣調査報告書』財団法人文化財建造物保存技術協会 1993年
- ・『島根県の近代化遺産 島根県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書』島根県教育委員会 2002年
- ・興雲閣修理復原・活用検討委員会『興雲閣修理復原基本計画』松江市教育委員会 2009年
- ・『島根県指定有形文化財興雲閣 修理復原概算設計作成業務 〔設計概要報告書〕』株式会社文化財保存計画協会 2009年
- ・『松江市歴史叢書3 松江市の近代化遺産〔興雲閣特集Ⅰ〕』松江市教育委員会 2010年
- ・『島根県指定有形文化財興雲閣 興雲閣修理復原調査業務委託 調査報告書』財団法人京都伝統建築技術協会 2010年
- ・『松江郷土館37年のあゆみ』松江市教育委員会 2011年
- ・『興雲閣保存活用計画』松江市教育委員会 2012年